

## 5 急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）

### （1）定義

ウイルスなど種々の病原体の感染による脳実質の感染症である。

炎症所見が明らかではないが、同様の症状を呈する脳症もここには含まれる。

### （2）臨床的特徴

多くは何らかの先行感染を伴い、高熱に続き、意識障害や痙攣が突然出現し、持続する。髄液細胞数が増加しているものを急性脳炎、正常であるものを急性脳症と診断することが多いが、その臨床症状に差はない。

### （3）届出基準

#### ア 患者（確定例）

医師は、（2）の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から急性脳炎が疑われ、かつ、（4）の届出のために必要な臨床症状を呈しているため、急性脳炎患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

#### イ 感染症死者の死体

医師は、（2）の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、急性脳炎が疑われ、かつ、（4）の届出のために必要な臨床症状を呈しているため、急性脳炎により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

### （4）届出のために必要な臨床症状

意識障害を伴って死亡した者、又は意識障害を伴って24時間以上入院した者のうち、以下のうち、少なくとも1つの症状を呈した場合である。

熱性痙攣、代謝疾患、脳血管障害、脳腫瘍、外傷など、明らかに感染性とは異なるものは除外する。

ア 38℃以上の高熱

イ 何らかの中枢神経症状

ウ 先行感染症状

急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名

印

（署名又は記名押印のこと）

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地（※）

電話番号（※） ( ) -

（※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検査）した者（死体）の類型	
・患者（確定例）	・感染症死亡者の死体

2 性 別	3 診断時の年齢（0歳は月齢）
男 · 女	歳（ か月）

病 型	
1) 病原体（ ）	
2) 病原体不明	
4 症 状	・発熱 　・頭痛 　・嘔吐 　・頸部硬直 ・痙攣 　・意識障害 　・髄液細胞数の増加 ・その他（ ）
5 診 断 方 法	・意識障害を伴って死亡した者、または意識障害を伴つて24時間以上入院した者のうち、次の①②③の少なくとも1つの症状を呈したことを確認 ①38度以上の高熱、②何らかの中枢神経症状、 ③先行感染症状 (熱性痙攣、代謝疾患、脳血管障害、脳腫瘍、外傷等、明らかに感染性とは異なる場合は除外する。)
6 初診年月日	令和 年 月 日
7 診断（検査）年月日	令和 年 月 日
8 感染したと推定される年月日	令和 年 月 日
9 発病年月日（*）	令和 年 月 日
10 死亡年月日（※）	令和 年 月 日

11 感染原因・感染経路・感染地域			
①感染原因・感染経路（確定・推定）			
1	飛沫・飛沫核感染（感染源の種類・状況： ）		
2	経口感染（飲食物の種類・状況： ）		
3	接触感染（接触した人・物の種類・状況： ）		
4	動物・蚊・昆虫等からの感染（動物・蚊・昆虫等の種類・状況： ）		
5	その他（ ）		
②感染地域（確定・推定）			
1	日本国内（ 都道府県 ）	市区町村	
2	国外（ 国 ）	詳細地域	

この届出は診断から7日以内に行ってください

（1, 2, 4, 5, 11欄は該当する番号等を○で囲み、3, 6から10欄は年齢、年月日を記入すること。）

（※）欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。

（\*）欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

4, 5欄は、該当するものすべてを記載すること。）